

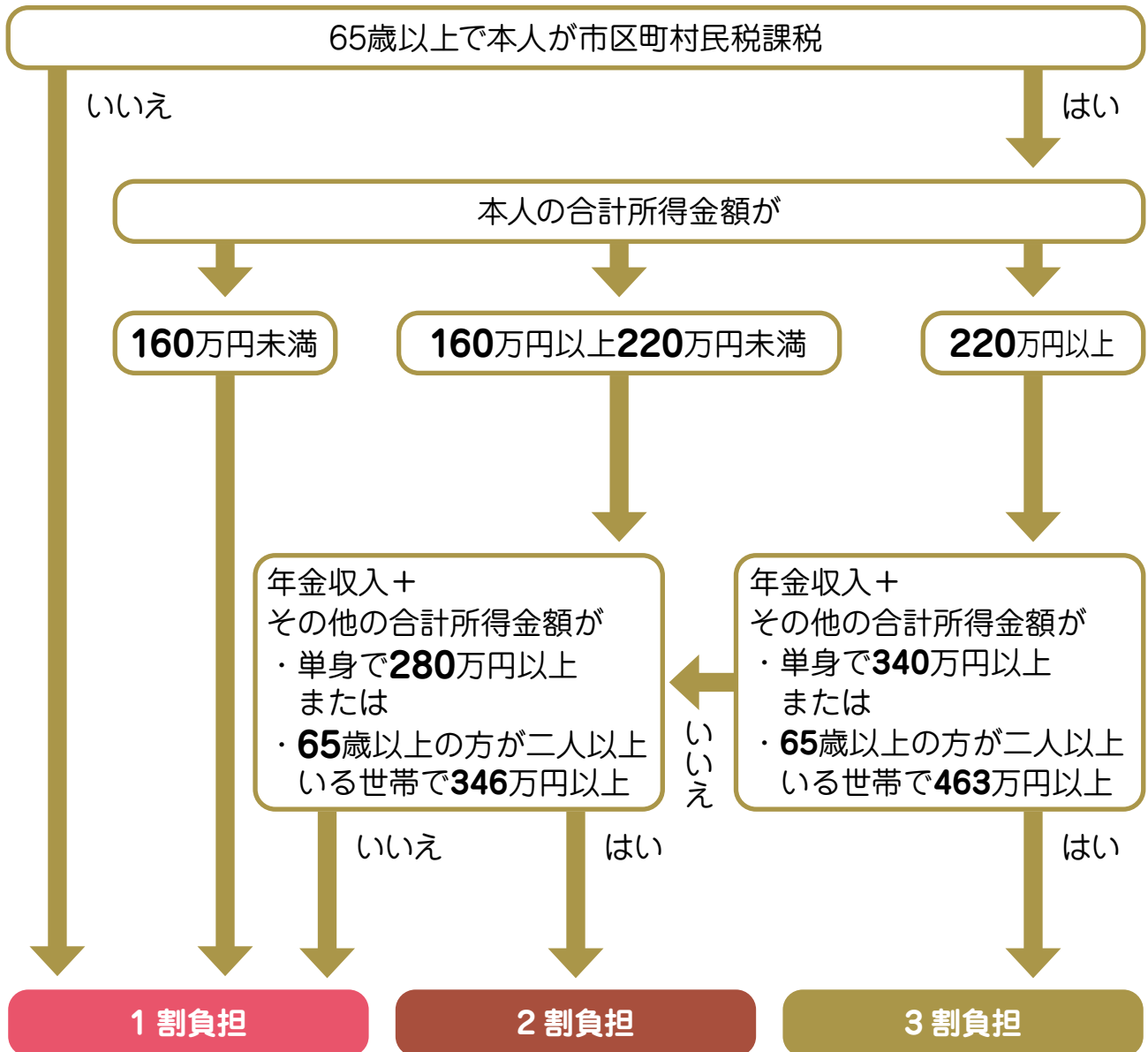
サービスを利用したときの費用

①自己負担額

介護保険サービスまたは、介護予防・生活支援サービス事業を利用したときは、原則としてかかった費用の1割～3割を支払います。負担割合は所得に応じて決まります。

(※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。)

■自己負担割合の判定基準



■交付対象とされる期間

負担割合証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。前年の所得によって負担割合が決定します。

■負担割合証の有効期限



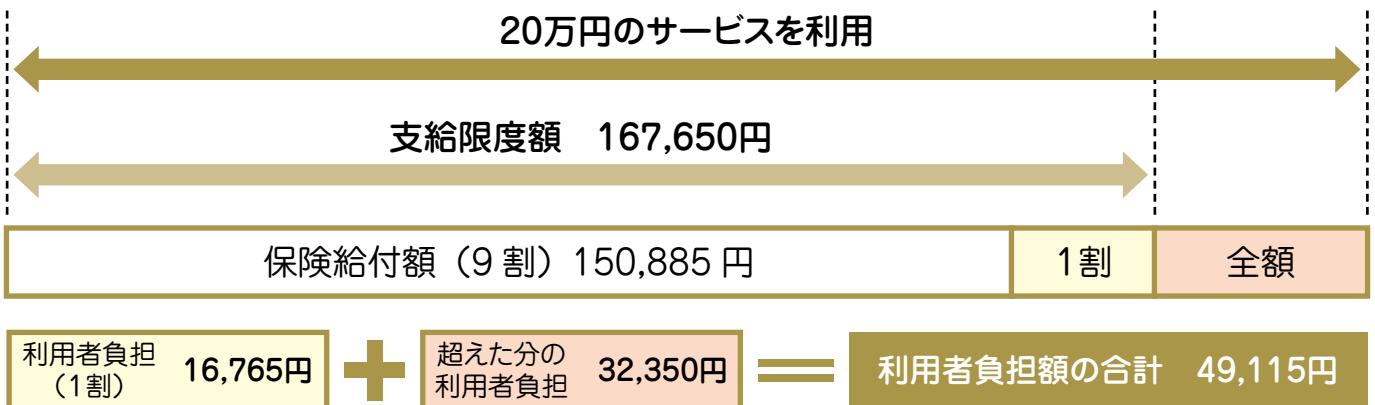
② 支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスなどの支給限度基準額

介護度	1か月の支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



③ 利用者負担が高額になったとき

●高額介護サービス費の支給

1か月間の利用者負担額が上限額を超えた場合、申請により差額が高額介護サービス費として後から支給されます。

高額介護サービス費は、在宅、施設にかかわらず対象となります。

◆対象となる方には、市から支給申請書を送付します。

◎次に挙げるものは対象外です。

- ・福祉用具購入費や住宅改修費
- ・サービスの支給限度額を超えた部分
- ・施設利用の際の食費、居住費、日常生活費等

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
年収約1,160万円以上	世帯:140,100円
年収770万円以上約1,160万円未満	世帯: 93,000円
年収383万円以上約770万円未満	世帯: 44,400円
一般	世帯: 44,400円
住民税世帯非課税等	世帯: 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	世帯: 24,600円 個人: 15,000円
●生活保護の受給者	個人: 15,000円

④ 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。